

名古屋難民弁護団と名古屋難民支援室が選ぶ
2025年名古屋難民10大ニュース

2025年12月31日

1. シリア人、名古屋高裁でも難民不認定取消で勝訴、しかし難民認定の義務付けは認められず最高裁へ

名古屋高裁は9月25日、アサド政権からの迫害のおそれに加え、HTSによる迫害のおそれを根拠とした十分に理由のある恐怖を有するシリア人男性に対し、難民不認定取消については、原審を維持しました。つまり、昨年の地裁判決においても、本年の高裁判決においても、この男性の難民申請に対する不認定の決定が出された2020年1月の時点で、本来、男性は難民認定されていなければならなかったことが認められたのです。

しかし、難民の認定をすべき旨を命ずることを求める義務付けの訴えについては、高裁の口頭弁論終結時には難民認定すべきことが明白かつ当然であるとは言えない、という理由で棄却しました。東京高裁2018年12月5日判決と相反し、難民条約の趣旨を著しく踏みにじるこの判決に対しては上告を提起し、最高裁に係属中です。

2. 名古屋高裁で勝訴したロヒンギヤの判決、米国国務省報告に掲載

米国国務省による「2024年国別人権報告書」が8月12日に公表され、その日本に関する部分において、2024年1月25日に名古屋高裁で勝訴したロヒンギヤ難民の判決が取り上げされました¹。

2024年は、送還停止効の例外を認め2回の難民申請手続が終了した場合は送還できるとする改定入管法が施行された年でしたが、この判決は、同ロヒンギヤ難民の3回目の難民不認定処分を取消したものであり、新法の問題点が改めて浮き彫りになったことについては、昨年

¹ 米国国務省報告（原文）[Japan - United States Department of State](#)、在日米国大使館と領事館（和訳）[2024年国別人権報告書－日本に関する部分 - 在日米国大使館と領事館](#)

の名古屋難民 10 大ニュース²においても指摘した通りですが、米国国務省も「日本弁護士連合会などの専門家は、政府は現行法に基づいてこの男性をビルマに追放し、ビルマ軍事政権から迫害を受ける立場に置く可能性があったと政府に警告した」と報じました。

3. DAN が支援した 22 名が難民として認定される

本年は DAN が難民申請の支援をした 22 名が難民認定を受けました。一次手続における認定が 21 名、審査請求における認定が 1 名でした。DAN の相談者らによる口コミを中心に、全国から相談が寄せられ、名古屋入管での難民申請に限らず支援を行い、難民認定の結果が出ています。

22名の国籍の内訳は、アフガニスタンが21名、カメルーンが1名でした。

4. 昨年の名古屋入管における難民認定数が 26 名と公表され、うち DAN が支援したのは 19 名、73%

2024 年の地方出入国在留管理局管内別の難民認定申請等の受理及び処理人員が政府統計 e-Stat において公表されました³。名古屋入管内においては、新規での難民認定申請者が 288 名、一次手続で難民認定された者が 26 名でした。

DAN が支援して、名古屋入管で難民として一次手続で認定されたのは 19 名で、一次手続での難民認定者数の 73% を占めました。

5. 空港で収容される庇護希望者の増加、入管に収容中の難民から DAN への相談過去最多

国外にいる庇護希望者にビザを発給する国はほとんどなく、ビザがなければ飛行機に搭乗することもできないため、万博用のビザを入手し、万博開催地に逃亡することは庇護希望者が国外に逃れるための有

² 名古屋難民弁護団、名古屋難民支援室（DAN） 2024Nagoya10daiNEWS.pdf

³ e-Stat 出入国管理統計 入国審査・在留資格審査・退去強制手続等地方出入国在留管理局管内別 難民認定申請等の受理及び処理人員 | 統計表・グラフ表示 | 政府統計の総合窓口

力な選択肢になっています。

本年は日本で大阪万博が開催され、その中で迫害から逃れてくる難民が、万博用のビザや、万博観光用のビザを取得して来日したものの、空港において真の目的が庇護を求めることがあると主張したこと、入国を許可されず、収容される事案が複数ありました。名古屋入管に移送されたこうした庇護希望者の数は、DAN が把握するだけで 20 名近くに及びました。

このため、DAN が把握した空港で収容された庇護申請者の数は過去最多となりました。

6. 収容中の難民、迅速不認定、審査請求に係る申述書の期限は通常 1 か月のところ 1 週間のみ

昨年の 10 大ニュースにおいてもスピード難民不認定の問題について取り上げましたが、本年も難民該当性がある難民が適切に審査されないまま短期間で不認定になる事案が散見されました。特に、収容中の案件では、難民申請から 1 か月程度で一次手続の不認定の結果が出される案件が相次ぎました。名古屋入管に収容中の DAN の相談者の中には、カメルーン出身者が 10 名以上いますが、彼らは皆、判を押したような不認定理由により、迅速に不認定処分がなされています。

さらに、審査請求に係る申述書の提出期限は一般的に、審査請求日から 1 か月を目途に設定されていますが、収容中のカメルーン案件は 1 週間と過度に短く設定されており、適正手続の観点から大変問題があります。収容中の者は、例えば自身のスマホやインターネットへのアクセスもなく、難民申請手続において重要視されている証拠書類の収集の機会が奪われています。さらに、身柄拘束をされ、先が見えない中、精神状態も不安定で、自身の主張を落ち着いて整理することも困難です。

カメルーン出身者は、実際に上記 3 でも述べた通り、難民認定されている事案もあります。難民を間違えて不認定とすることは、命に関わる問題であり、許されません。

7. 政府が5月に「ゼロプラン」発表、「B案件の類型化」、「審査の迅速化」への強い懸念

出入国在留管理庁は、5月に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を公表し⁴、その中で、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している」案件である「B案件の類型化」を行うことを発表しました。しかし、その国籍やリスクカテゴリーは、開示請求を行っても黒塗りになっており、個々の難民申請者自身にも知らされない運用になっています。手続の透明性は、日本の難民認定手続の最大の問題であると言っても過言ではない状況で、このようなプランが推進されることを強く懸念します。

さらに、B案件の「早期かつ迅速な処理体制を整備」するだけではなく、「複数回申請者について、早期の審査を実施する」ことが掲げられています。しかし、上記2でも述べた通り、例えば名古屋高裁で勝訴したことでようやく、入管庁の間違いが正され、難民として適切に保護されたロヒンギヤ難民は、4回も難民申請を繰り返さざるを得ませんでした。難民として認定されるべき人が適切に認定されておらず、手続自体も非常に不透明で、証明の機会さえも十分に与えられていない日本の現在の難民認定申請手続の運用の中で、「不法滞在者」をゼロにする目標のために、「B案件類型化」や「審査の迅速化」が進められることは、難民条約締約国としての義務に違反するおそれがあります。

8. 1/17 講演会「名嶋聰郎弁護士 30年余の軌跡—東海地域での難民・外国人の弁護活動を振り返り、今後を考える—」開催

1/17に30年以上に渡って弁護士として活動してきた名嶋聰郎弁護士を講師に、また、名古屋高裁で勝訴して難民として認定された上記2でも取り上げたロヒンギヤ族の男性をお招きし、講演会を開催しました。さらに、講演会の記録と難民についての基礎知識を加えた報告書を作成しました。

名嶋弁護士は、1989年に弁護士登録して以来、1997年には、日本

⁴ 入管庁「[国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン](#)」について | 出入国在留管理庁

で初めてパキスタンのアハマディア難民の訴訟で勝訴し、それが確定した事件の代理人を務めた弁護士です。さらに、2006年にトルコのクルド人の難民該当性を認めた名古屋高裁の判決の代理人でもありました（しかし、判決を受けてもなお、法務大臣は、このクルド人に対し、再び難民不認定としました）。講演会当日は、難民の参加者も交えて、質疑応答や意見交換を行いました。

報告書では、当日の記録に加え、世界と日本における難民の現状や、日本の難民認定制度・難民申請支援をする上で課題だと感じている点をまとめました。難民について多くの方に知っていただき、今後の支援に繋げていきたいと思っています。

9. 7/9 シンポジウム「For Refugees, With Refugees—地域と難民、そして私たち」開催

日本国際交流センター（JCIE）及びジャパン・プラットフォーム（JPF）との共催でシンポジウムを開催しました。DANの活動を紹介するほか、普段から連携して活動している団体や、企業の方、難民当事者も登壇し、東海地域の難民事情に焦点を当て、難民の現状と課題解決に向けた地域での取り組みを紹介し、難民を「隣人」として受け入れるために私たちができるることを参加者と共に考えました。

当日の様子は動画でDANのウェブサイトでも公開し⁵、その後の理解促進にも役立てています。また、当日参加した演劇部の高校生が、他団体主催のイベントにおいて、感想を朗読劇にして披露するなど、様々な活動に発展しました。

10. 12/19 長谷川恭弘元裁判官 講演会「難民事件を担当して」開催

名古屋国際センターにおいて長谷川恭弘元裁判官の講演会を開催しました。長谷川恭弘元裁判官は、2016年に名古屋高裁にて藤山雅行裁判長の陪席としてネパール勝訴判決を担当されました。2022年には札幌高裁でトルコ・クルド判決の裁判長を務められ、同判決を受け、日

⁵ JCIE YouTube [2025年7月9日公開シンポジウム「For Refugees, With Refugees—地域と難民、そして私たち」](#)

本でクルド難民が初めて難民として認定されました。2024年にはミャンマー・ロヒンギャ判決の裁判長を担当されました。さらに、2024年の名古屋高裁のアフガン難民の子の日本国籍決定の裁判長も務められました。

当日の講演会では、特殊事件と裁判官、事実の立証、立証責任と経験則、証拠の提出、事実の評価（要件への当てはめ）、条約と証拠説明書、そして長谷川元裁判官ご自身が難民事件の判決においても引用されたUNHCRによる「難民認定基準ハンドブック」⁶の活用について、充実した審理・判断のために、難民事件の代理人を務める弁護士や法的支援を行う支援者などを対象としたアドバイスや示唆に富んだ内容をお話しいただきました。

以上

⁶ UNHCR [HB_web.pdf](#)